

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会

令和 5 年度 第 3 回理事会

日時：令和 5 年 12 月 18 日（月）15 時～

会場：私学会館 5 階大会議室

次 第

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 事

<協議事項>

（1）令和 6 年度事業計画案

（2）加盟園の資格要件

<報告事項>

（1）令和 5 年度静岡県知事表彰（11/3 表彰）

（2）改正定款の附則の改正（理事長専決）

4 閉 会

次回理事会予定：令和 6 年 2 月 16 日（金）

午後 3 時～

私学会館 5 階大会議室

## 令和 6 年度 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会事業計画書（案）

### 基本方針

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルスが 5 類感染症に引き下げられ、ようやく通常の生活を送ることができますようになりました。これまで皆様におかれましては、我慢の 3 年でした。新型コロナの影響は各方面に及んでおり、生活のスタイルも随分変化しました。令和 6 年度はこうした変化を踏まえながら、各園の特色ある質の高い教育・保育の実践を支援してまいります。併せて、園の安全管理対策を強化する取組を進めてまいります。

当振興協会では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化をはじめ、教員免許状更新制の発展的解消、少子化の進行等に伴う園児数の減少など、大きな環境変化に的確に対応していくため、組織改革等の方針をとりまとめ、令和 5 年 6 月の定時社員総会で決議しました。

方針は、「地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり」「より学びやすい研修環境づくり」「振興協会の経営基盤の強化」の 3 本の柱で構成しています。

「地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり」では、現在の 11 地区から各地区概ね 30 園規模となる 6 地区への統合を進めるとともに、地区長の理事としての位置付けや、正副理事長及び地区長で構成する「三役・地区長会」の常設化を図ります。

「より学びやすい研修環境づくり」として、研修形態の多様化や分野別研修体系の導入、分散会場型研修における地区の研修担当と連携した研修体制の構築などを進めます。

「振興協会の経営基盤の強化」を図るため、事業評価に基づく事業の見直しを積極的に行うとともに、常置委員会について、現在の 5 委員会から「研修」「人材確保・育成」「子育て支援」「経営研究」の 4 委員会に再編します。また、理事の人数を現在の 22 人から、正副理事長（5 人）、地区長（6 人）、常置委員長（4 人）の 15 人に削減します。さらに、（公財）静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を将来的な視野に入れながら振興協会の公益社団法人への移行を進めてまいります。

令和 6 年度は、これらの組織改革実施の初年度であり、正に組織改革元年となります。静岡県私立幼稚園振興協会は先人たちが切磋琢磨して作り上げてきた大切な財産であります。振興協会 50 年の長い歴史の中で大変大きな改革であり、すべての加盟園が一体となって進めていくことに大きな意義がありますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

<事業体系>

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

- (1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会
- (2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等

2 健全経営等推進事業

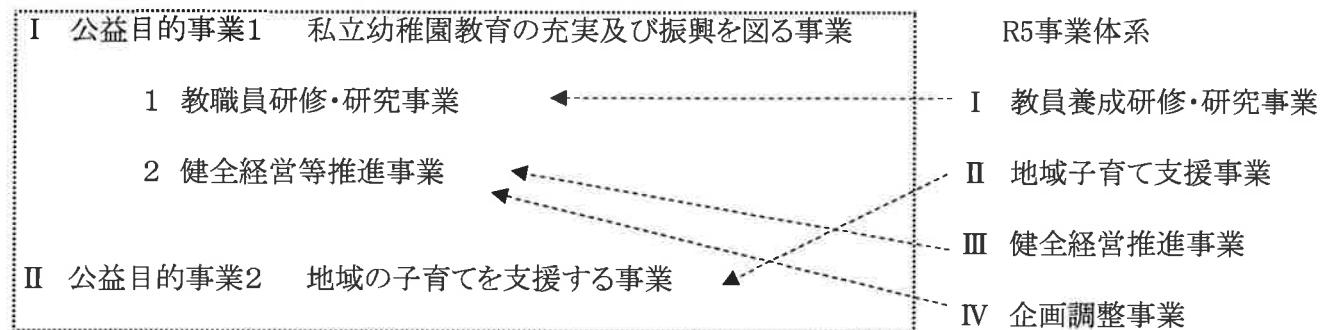
- (1) トップマネジメントの支援
- (2) 人材確保の支援
- (3) 人材育成、定着促進

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

1 子育て家庭向け情報の提供

2 子育て家庭を支援する諸活動

組織改革等(公益社団法人化含む)に伴う事業体系の変更



<R6事業体系>(検討案)

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業	担当委員会(現委員会)			
	研修 (研修)	人材 (企画)	子育て (広報)	経営 (経営)
1 教職員研修・研究事業				
(1)教職員のスキルアップに寄与する各種研修会	○			
① 基本研修 初任研、理事長・園長研修				
② 分野別研修 動画配信型主体				
③ 特別研修 公開保育など				
(2)幼児教育の質の向上に寄与する研究等	○			
2 健全経営等推進事業				
(1)トップマネジメントの支援				
① 理事長・設置者、園長等研修会(再掲)	○			○
② 経営者向け情報の提供				
ア 静私幼だより通信(経営者向け)				
イ 行政関連、経営分析情報の提供				
③ 園の経営を支援する諸活動 ほか				
ア 行政への要望活動など				
イ 園の安全管理の向上 ほか				
(2)人材確保の支援		○		
① 学生等求職者向け情報の提供				
② 教員養成機関との連携強化(意見交換会)				
③ 学生等とのマッチング機会の提供(就職フェア)				
(3)人材育成、定着促進		○		
① 後継者の育成				
次世代リーダー養成研修会 ほか				
② 離職防止、定着促進				
ア 静私幼だより通信(園・教職員向け)				
II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業				
1 子育て家庭向け情報の提供等			○	
・静私幼だより通信(子育て家庭向け)				
2 子育て家庭を支援する諸活動			○	
(1)子育てフェア、すこやか子育て相談(各地区主体)				
(2)子育て支援カウンセラー(各地区主体)				
(3)心身障害児等就園保育助成事業				
(4)乳幼児期の豊かな子育て環境の発信など				

## R5とR6事業計画（検討案）の体系比較

R5事業計画	R6事業計画（検討案）	担当
I 教員養成研修・研究事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教員のスキルアップに寄与する各種研修会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本研修                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 初任者研修</li> <li>イ 2年目研修</li> <li>ウ 3年目研修</li> <li>エ 教育研究講座（A,B）</li> <li>オ 主任教員研修</li> <li>カ 園長等研修</li> </ul> </li> <li>(2) 専門研修                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特別支援教育研修</li> <li>イ 乳幼児教育研修</li> <li>ウ 幼児教育の理解・発展推進事業（県協）</li> <li>エ 実技指導研修</li> </ul> </li> <li>(3) 特別研修                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育研究大会</li> <li>イ 保育の質の向上を目指した公開保育研修</li> <li>ウ ミドルリーダー研修</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2 幼児教育の質の向上に寄与する研究等               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査・研究事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協）</li> <li>イ 調査・研修プロジェクト</li> </ul> </li> <li>(2) 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業</li> </ul> </li> <li>3 ITを利用した研修、研究や指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ITスキルアップ研修</li> </ul> </li> </ul>		
II 地域子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 子育て家庭や地域子育て環境を支援するための～               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育てフェア、すこやか子育て相談等</li> <li>(2) 子育て支援カウンセラー</li> <li>(3) 心身障害児等就園保育助成事業</li> </ul> </li> </ul>		
III 健全経営推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 園の健全経営のための事務の効率化や省力化               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営情報の提供の充実                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経営分析情報の提供等</li> <li>イ 健全経営のための相談・情報提供等</li> <li>ウ 行政関連情報の提供等</li> </ul> </li> <li>(2) 事務処理の適正化・効率化促進                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ITを活用した園経営効率化の研究</li> <li>イ 財務会計システム等のメンテナンス等</li> </ul> </li> <li>(3) 事務職員等への研修</li> </ul> </li> <li>2 経営者への指針情報の提供や研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) トップマネジメントの支援                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 理事長・設置者、園長合同研修会</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3 人材確保に係る活動や研修</li> </ul>		
I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興図る事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教職員研修・研究事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本研修                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 初任者研修</li> <li>イ 理事長・園長等研修</li> </ul> </li> <li>②-1 分野別研修（会場型）                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ミドル</li> <li>イ ミドルリーダー</li> <li>ウ 特別支援</li> <li>エ 危機管理・安全管理</li> <li>オ 幼児教育の理解・発展推進</li> </ul> </li> <li>②-2 分野別研修（動画配信）                       <ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュ研修など動画14本</li> </ul> </li> <li>③ 特別研修                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育研究大会（隔年実施）</li> <li>イ 公開保育研修</li> <li>エ 実技指導研修</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査・研究事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協）</li> <li>イ 調査・研修プロジェクト</li> </ul> </li> <li>② 免許法認定講習推進事業</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>		
2 健全経営等推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) トップマネジメントの支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事長・園長等研修（再掲）（研修委）</li> <li>② 経営者向け情報の提供                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 静私幼だより通信（経営者向け）</li> <li>イ 行政関連情報の収集・提供</li> <li>ウ 経営分析情報の提供</li> </ul> </li> <li>③ 園経営を支援する諸活動など                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 私学振興ふじのくに大会など</li> <li>イ 園の安全管理の向上</li> <li>ウ 地区活動の推進と地域社会との連携</li> <li>エ 協会預け金の計画的返還など</li> <li>オ 静私幼要覧の作成</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 人材確保の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生等求人者向け情報の提供                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 静私幼だより通信（学生等向け）</li> <li>イ 幼稚園教員等の魅力発信</li> </ul> </li> <li>② 教員養成機関との連携強化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
		担当
		研修
		経営
		ほか
		人材

R 5 事業計画	R 6 事業計画（検討案）	担当
(1) 人材確保への支援 ア 教員養成機関との意見交換会 イ 求人情報などの発信 ウ 就職フェア エ 就職応援プロジェクトなど	(3) 学生等とのマッチング機会の提供 ・就職フェア	
4 後継者を含めた人材の養成 (1) 後継者の育成 ア 次世代リーダー養成研修	(3) 人材育成、定着促進 ① 後継者の育成 ・次世代リーダー養成研修	人材
5 園の安全管理に寄与する活動 (1) 園の安全管理の向上 (2) 地域社会との連携事業	② 離職防止、定着促進 ア 静私幼だより通信（園・教職員向け） イ 教職員福利厚生事業	
6 貸付金の回収・協会預け金の計画的返還等 (1) 貸付金、預け金 (2) 教職員福利厚生事業	II 公益目的事業 2 地域の子育てを支援する事業 1 子育て家庭向け情報の提供等 静私幼だより通信（子育て家庭向け）	
IV 企画調整事業 1 会員への広報誌発行や情報提供、発信 (1) 静私幼だよりの発行 (2) HPの企画・管理	2 子育て家庭を支援する諸活動 (1) 子育てフェア、すこやか子育て相談等 (2) 子育て支援カウンセラー (3) 心身障害児等就園保育助成事業 (4) 乳幼児期の豊かな子育て環境の発信など	子育て
2 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動 (1) 県、市町の動向調査 ・ふじのくに大会等		
3 地区間の情報交換や事業推進 (1) 地区活動の推進と地区協会の団結力の向上		
4 園の今日的な課題の調査と研究 (1) 今日的課題の検討等 (2) 組織改革の推進 (3) 静私幼要覧の作成		
5 災害対策本部の運営		

# 令和6年度 事業計画書（検討案）

## I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

### 1 教職員研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行う。

教職員の多忙化等を踏まえ、より学びやすい研修環境づくりを進めるため、会場型（中央、分散）や配信型（動画配信、同時配信）の多様な研修形態の導入や、教職員がキャリアステージに応じて自ら選択し主体的に研修ができるよう各分野にわたる研修を積極的に実施する。

#### （1）教職員のスキルアップに寄与する各種研修会（研修委員会）

##### ① 基本研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見の習得を目指す「初任者研修」、園経営を担う理事長・園長等の更なる資質向上を図る「理事長・園長等研修」を行う。

###### ア 初任者研修

初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要となる実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方について研修する。

###### イ 理事長・園長等研修

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

第1回 令和6年6月3日（月） ホテルグランヒルズ静岡

第2回 令和7年2月〇日（〇） ホテルグランヒルズ静岡

##### ② 専門研修

教員や職員（栄養職員、各種事務職員）が、各キャリアステージに応じて身に付けたい資質・能力を主体的に学ぶため、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を参考に研修を実施する。各教職員が必要な研修を受講しやすい環境を提供するため、動画配信型研修を多く取り入れて実施する。

###### ア フレッシュ研修（動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね1～2年の保育者を想定）。

###### イ ミドル研修（集合会場、後日動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね3～5年位の保育者を想定）。

ウ ミドルリーダー研修（集合会場、後日動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（概ね5年以上保育者を想定）。

エ リーダー研修（動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（主任者や園長を想定）。

オ 特別支援教育研修（サテライト会場型）

特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上に努める。

カ 乳幼児研修（動画配信）

0～2歳児の発達段階を含め、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいて研修する。

キ 安全管理・危機管理研修（集合会場・後日動画配信）

安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るために研修を実施する。

ク 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）（集合会場）

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題等について研究協議し、教員の指導職員を対象に研修を実施する。

### ③ 特別研修

教員が具体的な特定目的に沿った課題について、専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るために、自主的に参加する研修を実施する。

ア 教育研究大会（全県大会）※隔年実施のためR 6は実施しない。

幼児教育の質の向上のための研修会を行うとともに、永年勤続教職員と優秀教員の表彰を行い、その功績をたたえる。

イ 保育の質の向上を目指した公開保育による研修

園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、県内の私立園の中から公開保育実施園を指定し、公開保育コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、公開保育実施園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図る。

・実施園：未定

ウ 実技指導研修会

各地区で開催する実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図る。

## (2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等（研修委員会）

### ① 調査・研究事業

#### ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼児教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼児教育の向上に資する。

#### イ 調査・研究プロジェクト

##### ○ 園行事の取り組みと子どもの育ちについて考えるプロジェクト（令和6・7年度）

園で行われる様々な行事は、子どもの感性や情緒を育み、豊かな育ちを助長するものでなくてはならない。そこで、行事の教育的価値をしっかりと検討し、園生活の自然な流れの中で生活の変化や潤いを与え子どもが主体的に楽しく活動できるようにするための工夫や、それを通して、どのように子どもの育ちをとらえていったらいいのかについて研究する。

### ② 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進する。

開催時期	会場
未 定	静岡大学(予定)

## 2 健全経営等推進事業

幼児教育環境が大きく変化する中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が、役割と責任を果たし、信頼され、発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるよう、以下の事業を行う。

### (1) トップマネジメントの支援（経営研究委員会ほか）

#### ① 理事長・園長等研修会（再掲：I 1 (1) ①ウ）（研修委員会）

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

### ② 経営者向け情報の提供

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、園を取り巻く状況変化が著しいことから、協会加盟園の経営形態を踏まえながら、園経営を支援するための情報をわかりやすく、きめ細かく提供する。

#### ア 静私幼だより通信（経営者向け）

園経営に関する各種制度の創設や改正、統計数値などについて、各園（経営者）の理解を促進し、的確な制度利用等を支援するため、解説や補足説明などを加えた「静私幼だより通信（経営者向け）」を作成し、協会HPへの掲載により定期的（臨時あり）に配信する。

#### イ 行政関連情報の収集・提供

各市町の私立幼稚園・認定こども園に対する助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数などについて調査し、収集した情報を協会HPへ掲載するとともに情報提供する。

#### ウ 経営分析情報の提供

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査の加盟園データを活用し、各園の経営分析用データを作成し、協会HPへ掲載するとともに情報提供する。

### ③ 園経営を支援する諸活動など

#### ア 行政との連携、要望活動など

##### (ア) 私学振興ふじのくに大会の開催（三役・地区長会）

私立学校の振興等を目的に、静岡県（副知事など）や静岡県議会（議長や私学振興議員連盟）参加のもと、他の私学団体（小・中・高校、専修・各種専門学校）と協力して「ふじのくに私学振興大会」を開催する。

・令和6年11月13日（水） ホテルグランヒルズ静岡

#### イ 園の安全管理の向上

(ア) 安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための情報を発信する。

(イ) 各園で策定している防災（危機管理）マニュアル等の教職員・保護者への十分な周知を促進する。

#### ウ 地区活動の推進と地域社会との連携（三役・地区長会）

(ア) 加盟園の多様なニーズに的確に対応していくためには、地区の活動基盤の強化が必要なことから、現在の園数規模が大きく異なる11地区を、概ね30園規模となるよう6地区に統合する。

(イ) 統合後の地区長を理事とするほか、三役・地区長会を常設化することにより、地区活動の情報共有化や地区からの提案や要望を振興協会の運営に反映する。

(ウ) 各地区（6地区）は関係市町との意見交換や要望活動を積極的に行う。加盟園の振興に関する地区活動の推進を図るため費用を助成する。

(エ) 各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図る。各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施する。

#### エ 協会預け金の計画的返還など（事務局）

一般社団法人に移行した際に終了した振興資金貸付事業の貸付金について、管理及び回収事務を的確に行うとともに、協会預け金返還規程に基づき協会預け金を計画的に返還していく。

#### オ 静私幼要覧の作成

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧（PDF）を作成し、HPに掲載することにより、加盟園と情報共有を図り、行政機関や国、県の議員等との協議・提案の基礎資料として活用する。

### （2）人材確保の支援（人材確保・育成委員会）

質の高い幼児教育を継続して提供していくためには、教職員人材の確保が必要不可欠なことか

ら、学生に対する幼稚園教員等の魅力の発信や教員養成校との密接な関係の構築、就職フェアなどを行う。

### ① 学生等求職者向け情報の提供

#### ア 静私幼だより通信（学生等向け）

幼稚園教員等の魅力（先輩教員からのメッセージ等）、加盟園の紹介や求人情報、就職フェアの参加案内、幼稚園ナビの登録促進などを掲載した「静私幼だより通信（学生向け）」を作成し、HPへの掲載や教員養成機関への配信を定期的（臨時あり）に行う。

#### イ 幼稚園教員等の魅力発信

中・高・大学生の就職希望者の拡大を図るため、園で働く教員の一日を紹介する動画等のHPでの配信や、学生の利用率が高い動画・写真系SNSを活用した教員の魅力の発信等を行う。

これに関しては、各園からの発信を委員会として促す。また各園が中・高・大学生を受け入れる体制を構築する（周知する）。

### ② 教員養成機関との連携強化

将来に亘り優秀な教員を確保し、また園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との意見交換会を開催する。意見交換会は、基本的には、広報委員会主催の名刺交換会を引き継ぐ。養成校とのより良好な関係を築くために効果的な内容を検討し、会を開催する。

・開催日：未定                   ・会場：静岡県私学会館

### ③ 学生等とのマッチング機会の提供

就職を希望する学生等と園とのマッチング機会を積極的に提供するため、東部・中部・西部の各地区が地域の実情を踏まえながら開催する就職フェアに対し助成する。

東部会場 3月（日時未定）（会場 プラサヴェルデ（予定））

中部会場 3月（日時未定）（会場 清水テルサ（予定））

西部会場 3月（日時未定）（会場 アクトシティ浜松）

## （3）人材育成、定着促進（人材確保・育成委員会）

### ① 後継者の育成

将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修を行う。この研修に関しては、宿泊研修または一日（半日）研修等を年1回適時に実施する。但し宿泊研修に関しては、参加費用自己負担とする。

研修会名	開催年月日	会場
次世代リーダー養成研修会	未定	未定

### ② 離職防止、定着促進

#### ア 静私幼だより通信（園・教職員向け）

離職防止や定着促進に関しては、各園での取り組みや有用な情報を収集し、HPで紹介していく。

労務関係・雇用の法律や制度、契約書の様式、メンタルヘルス、防災防犯などの情報や他園

の取り組みやシステムの好事例をHPに掲載する

イ 教職員福利厚生事業（事務局）

振興協会慶弔規程に基づき、教職員に結婚・出産等祝い金や災害見舞金等を支給する。

## II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

子どもの最善の利益のため、さらなる幼児教育の振興を進め、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たし、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に訴え続け、以下の事業を行う。

### 1 子育て家庭向け情報の提供等（子育て支援委員会）

子育て家庭を支援する各種制度や社会的活動、地域の幼児教育センターとしての振興協会の事業紹介（子育てフェア、子育て支援カウンセラー等）など、様々な視点から子育て家庭を支援する情報を「静私幼だより通信（子育て家庭向け）（仮称）」として作成し、協会HPへの掲載などにより定期的（随時あり）に配信する。

併せて、子育て家庭をはじめ、教員養成校の学生や加盟園への情報発信が効果的に行えるよう、協会HPの発信力や利便性の向上に向けた検討を行う。

### 2 子育て家庭を支援する諸活動（子育て支援委員会）

#### （1）子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性と魅力の発信を行う。

#### （2）子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支える。継続的な支援につなげるため、公的機関へつなげるコーディネーターの役割を果たす。

#### （3）心身障害児等就園保育助成事業

私立幼稚園障害児教育助成（県事業、障害児2人以上が対象）を補完するため、特別な配慮が必要な心身障害児が1人在園している園に対して園児一人月額2,500円（年額30,000円）を助成する。（本助成により私学助成園は私学経常費助成で最大75万円の加算の対象となる。）

#### （4）乳幼児期の豊かな子育て環境の発信など

急激な少子化の進行は様々な要因が考えられるが、その一つとして、家庭を持つことに積極的になれない若者が増加しており、そしてそれは乳幼児期の家庭での子育て環境が成人してからの家庭感に影響を与えていているのではないかとも言われている。そこで、若者の家庭を持つことに対する希望や期待感の醸成の一助とするため、乳幼児期における家庭での豊かな子育て環境の重要性を広く社会に発信する。

## 令和6年度 研修事業計画一覧表(案)

### I 基本研修

研修名		開催日	開催形態	開催場所
初任研	第1回	4月	集合会場	グランシップ
	第2回	5月	動画配信	
	第3回	6月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
	第4回	11月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
	第5回	2月	集合会場	グランシップ
理事長・園長等研修	6月	集合会場(ハイブリッド)	Hグランヒルズ	
	2月	集合会場(ハイブリッド)	Hグランヒルズ	

### II-1 専門研修(会場型)

ミドル研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
ミドルリーダー研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
特別支援研修	8月	サテライト型	東部 沼津ヴェルデ
			中部 グランシップ
			西部 アクトシティ
危機管理・安全管理研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
幼稚園教育の理解推進・発展事業研修会	8月	集合研修	グランシップ

### II-2 専門研修(動画配信) ※基本的に誰でも受講可能(配信期間は原則として8月～12月)

動画配信1(フレッシュ研修1)	概ね1～2年の保育者を想定したスキルアップ研修
動画配信2(フレッシュ研修2)	同上
動画配信3(フレッシュ研修3)	同上
動画配信4(フレッシュ研修4)	同上
動画配信5(ミドル研修1)	概ね3～5年の保育者を想定したスキルアップ研修(ミドル(会場研修)の内容(動画)を配信)
動画配信6(ミドル研修2)	同上
動画配信7(ミドルリーダー研修1)	概ね5年以上の保育者を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修(ミドルリーダー(会場研修)の内容(動画)を配信)
動画配信8(ミドルリーダー研修2)	同上
動画配信9(リーダー研修1)	主任者や園長を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修
動画配信10(リーダー研修2)	同上
動画配信11(乳幼児教育1)	乳幼児の発達理論に基づいた研修
動画配信12(乳幼児教育2)	同上
動画配信13(安全管理・危機管理1)	防災・防犯・感染症対策を含めた安全管理・危機管理の研修(会場研修の内容(動画)を配信)
動画配信14(安全管理・危機管理2)	同上

### III 特別研修

公開保育研修	7～11月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
実技指導研修		分散会場(会場独立型)	各地区

## R 6 収支予算（検討案）の概要

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| I 収入  | 1 会費収入  | 園児数の減等を見込む。（R5年間比約2,500人減など）  |
|       | 2 県費補助金 | 満額を確保。  |
|       | 3 運用益収入 | 為替変動要因を考慮。将来の収入減に備え一部計上留保。  |
| II 支出 | 1 事業費   | 事業計画案に基づき計上（R5からの廃止事業等△10,000）<br>公益法人への移行（運用益課税の免除）を前提。<br>組織改革に伴う予備的経費（3,000）を計上。 |
|       | 2 その他経費 | R5と同程度。   |

単位:千円

	R 5	R 6	R6-R5	摘要
収入	94,000	83,000	△ 11,000	
会費収入	37,830	34,300	△ 3,530	園数見込224（R5年間比△5） 園児数見込26,100（R5年間比△2,559）
県補助金	9,850	9,850	0	研修5,000、健全経営2,350、 子育て2,500
資産運用益	44,000	38,000	△ 6,000	為替変動リスクを考慮 一部計上留保
貸付金利息	1,000	700	△ 300	計画額
雑収入等	1,320	150	△ 1,170	
支出	94,000	83,000	△ 11,000	
事業費	78,023	67,600	△ 10,423	
公益1 私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業	59,593	44,000	△ 15,593	
公益1-1 教職員研修・研究事業	23,763	23,600	△ 163	廃止△2,500（海外研修、ITセミナー） 健全経営事業からの移管等（2,100、理事長・園長研修）
公益1-2 健全経営等推進事業	35,830	20,400	△ 15,430	廃止等△7,500（静私幼だより、協会パンフ、利子補給、 HP改修、学校法人会計セミナー、内定者研修） 運用益課税の免除△6,600（公益法人化）
公益2 地域の子育てを支援する事業	18,430	23,600	5,170	子育て家庭向け情報発信活動など（2,000） 公益法人化に伴う共通経費の積極的計上等（2,000）
管理費（法人会計）	15,977	15,400	△ 577	

< R 6 予算計上（費用の部）事業別 >

公益 1-1 教職員研修・研究事業

**23,600**

計上の考え方

<集合> 講師謝金・旅費：100／人  
 会場借上料：100（グランシップ等）  
 1,000（ホテル）  
 動画作成：100  
 <動画> 講師謝金：70／人  
 <複合> 配信作業：100

1 基本	<b>3,440</b>	
(1) 初任研	1,340	
①第1回（集合）	300	講師2
②第2回（動画）	140	講師2
③第3回（分散）	300	
④第4回（分散）	300	
⑤第5回（集合）	300	講師2
(2) 理事長・園長	2,100	
6月（複合）	800	講師2、配信あり、会場費は総会費と折半
2月（複合）	1,300	講師2、配信あり、ホテル
2-1 専門（会場）	<b>2,100</b>	
(1) ミドル（集合、後日配信）	400	講師2、動画作成あり
(2) ミドル-ダッシュ（集合、後日配信）	400	講師2、動画作成あり
(3) 特別支援（サテライト）	600	講師2、会場3、配信あり
(4) 危機管理（集合、後日配信）	400	講師2、動画作成あり
(5) 理解推進（集合）	300	講師2
2-2 専門（動画配信）	<b>770</b>	動画14本のうち11本分（70／本）
3 特別	<b>2,300</b>	
(1) 公開保育（分散）	500	3会場
(2) 実技研修	1,800	300×6地区
4 調査研修 プロジェクト	<b>150</b>	
	<b>8,760</b>	

委員会等開催費	1,000	委員会10回、プロジェクト6回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、施設管理150、光熱水費100

その他

1,040 予備的経費

事業費充当人件費

**10,800** 人件費総額30,000千円の36%（従事割合）

## 公益1-2 健全経営等推進事業

20,400

1 トップマネジメント支援 (1) 理事長・園長等研修 (2) 経営者向け情報の提供 経営者向け通信 経営分析情報提供 (3) 園経営を支援する諸活動 ふじのくに大会 園の安全管理向上 地区活動の推進等 静私幼要覧	2,350 600 100 500 1,750 250 300 1,100 100	研修事業に計上 経営実態調査データの作成など 地区活動推進費助成
2 人材確保の支援 (1) 学生等求職者向け情報提供 学生向け通信 幼稚園教員の魅力発信 (2) 養成校との意見交換会 (3) 就職フェア	2,500 200 100 100 300 2,000	東部・中部・西部への負担金など 500千円×3カ所、ほか
3 人材育成・定着促進 (1) 後継者の育成 次世代リーダー研修 (2) 離職防止、定着促進 園・教員向け通信 教職員福利厚生	3,150 550 550 2,600 100 2,500	結婚・出産祝い金など
1~3の計	8,000	

委員会等開催費	700	経営研究10回、人材確保・育成10回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、施設管理150、光熱水費100

その他 1,000 予備的経費

事業費充当人件費 8,700 人件費総額30,000千円の29%（従事割合）

## 公益2 地域子育て支援事業

23,600

1 子育て家庭向け情報提供 情報通信 ＨＰ管理	600 200 400	
2 子育て家庭を支援する諸活動 (1) 子育てフェア、すこやか子育て相談 (2) 子育て支援カウンセラー (3) 心身障害児等就園保育助成 (4) 豊かな子育て環境の情報発信	16,200 6,000 8,500 700 1,000	新規分・枠計上
1～2の計	16,800	

委員会等開催費	300	子育て支援委員会10回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、施設管理150、光熱水費100

その他 1,000 予備的経費

事業費充当人件費 3,500 人件費総額30,000千円の11.6%（従事割合）

## 県私幼の今後の実質収支見込（試算）

<前提条件>

- 1 収入
  - (1) 会費収入は園児数等の減に伴いR7以降**毎年2,000千円減額**
  - (2) 県補助金は満額（9,850千円）を確保
  - (3) 資産運用益は今後の見込み額（**県補助金284,000千円のR9返還を想定**）
- 2 支出
  - (1) 事業費はR5は年間見込とし、R6以降はR6案を継続した場合

単位 千円

	R4実績	R5年間見込	R6	R7	R8	R9	R10
収入	102,528	92,445	85,000	82,700	80,500	72,360	70,300
会費収入	38,855	36,700	34,300	32,300	30,300	28,300	26,300
県補助金	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850
資産運用益（税引前）R6～非課税	46,683	44,000	40,000	40,000	40,000	34,000	34,000
貸付金利息	1,594	1,075	700	400	200	60	0
その他	5,546	820	150	150	150	150	150
支出	93,180	87,909	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000
事業費 (運用益課税を含む) R6～非課税	77,687	71,932	67,600	67,600	67,600	67,600	67,600
管理費	15,493	15,977	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
収入－支出	9,348	4,536	2,000	△ 300	△ 2,500	△ 10,640	△ 12,700

<参考1>収入は同じ、事業費規模を縮小（R6～△5,000）

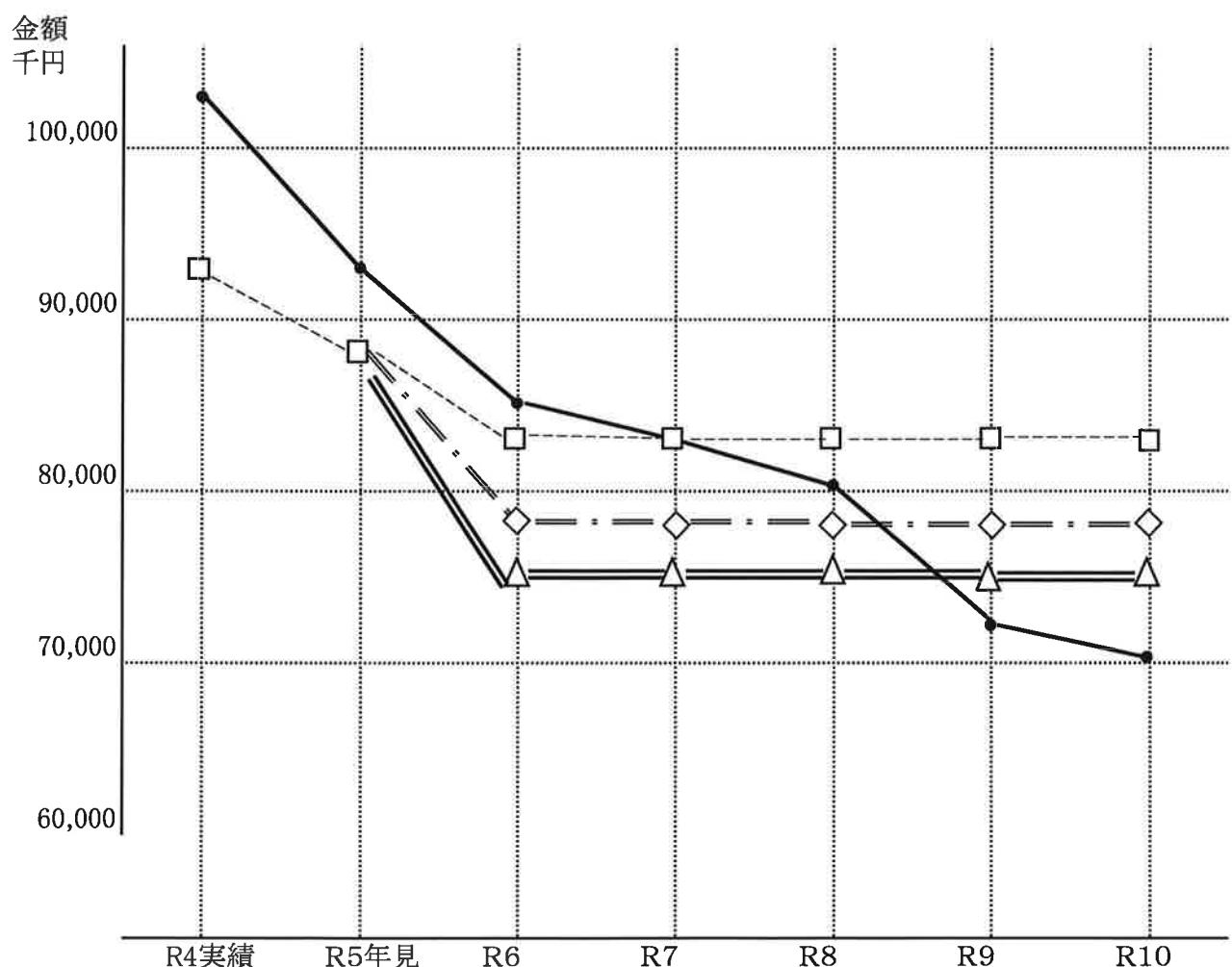
支出	93,180	87,909	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
事業費 (運用益課税を含む) R6～非課税	77,687	71,932	62,600	62,600	62,600	62,600	62,600
管理費	15,493	15,977	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
収入－支出	9,348	4,536	7,000	4,700	2,500	△ 5,640	△ 7,700

<参考2>収入は同じ、事業費規模を縮小（R6～△8,000）

支出	93,180	87,909	75,400	75,400	75,400	75,400	75,400
事業費 (運用益課税を含む) R6～非課税	77,687	71,932	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
管理費	15,493	15,977	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
収入－支出	9,348	4,536	9,600	7,300	5,100	△ 3,040	△ 5,100

## 今後の収入・支出の見込み(試算)

- 収入 会費収入は園児数等の減に伴いR7以降毎年△2,000千円  
県補助金は満額(9,850千円)を確保  
資産運用益は、今後の見込み額、ただし、貸付事業に対する  
県補助金(284百万円)はR9返還を想定
  
- 支出1 事業費はR5は年間見込、R6以降はR6案を継続
- ◇—◇ 支出2 支出1から△5,000千円
- △—△ 支出3 支出1から△8,000千円



## 一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の 加盟園の資格に関する規定の整備等について

### 1 趣 旨

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会の社員の資格は、定款（第5条）に「**私立幼稚園(1号児定員を認められている認定こども園を含む。)**を設置する法人」と規定されているが、法人が経営形態の異なる複数の園を設置している場合、加盟園となることができる園はどこまでなのか（範囲、資格）については規定されていない。

現実的には、理事候補者の資格や会費の納入など、園単位で運用されている場合が多い中で、園形態の一層の多様化などを踏まえ、加盟園の範囲（資格）の明確化を図るため、規定の整備等を行うこととする。

### 2 現 状

社員資格の規定（定款）の趣旨から、加盟園の範囲は、「**社員が設置する私立幼稚園(1号児定員を認められている認定こども園を含む。)**」との解釈が一般的である。

認定こども園には4種類（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の形態があり、そのすべてが対象となる。しかし、当振興協会が私立幼稚園のみの団体であった経緯から、現在は、私立幼稚園と私立幼稚園から移行した認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）が主体となっている。（移行ではなく、新設の幼保連携型認定こども園も存在する。）

このため、規定上対象となり得る保育所型と地方裁量型の認定こども園は加盟園となっておらず、同園を設置する法人も社員となっていない。

#### <R5 加盟園の状況>

私学助成園	56園	
施設型給付幼稚園	75園	幼稚園計 131園
幼稚園型認定こども園	16園	
幼保連携型認定こども園	82園	こども園計 98園
計	229園	

### 3 市町施設の民営化の動き

現在、富士市では、市立の幼稚園と保育園の再配置計画のもと、保育所6園の民営化（民間への移管）を進めており、当振興協会の富士地区の社員が当該施設を引き受け、保育所型認定こども園（1号児定員あり。名称は「〇〇保育園」を予定）として開園（R7）の準備を進めている。（同社員から加盟園入会希望があり、その可否について問い合わせがある。）

こうした公立施設の民営化の動きは、今後他市町でも見込まれる。

#### 4 加盟園資格の検討

認定こども園の増加や少子化の急激な進行に伴う園児・加盟園の減少、市町施設の民営化の動きなどを踏まえ、加盟園資格の検討を行う。

	案1	案2	案3（現行）
私立幼稚園	○	○	○
認定こども園（幼稚園型）	○	○	○
認定こども園（幼保連携型）	○	○	○
認定こども園 (保育所型、地方裁量型)	○	○	×
保育所等	×	○	×

##### 案1 社員規程どおり：私立幼稚園とすべての形態の認定こども園(1号児定員あり)を対象。

○社員規定との整合性を図りつつ、市町施設の民営化に伴う社員の保育所型認定こども園（名称が保育園のこども園を含む。）なども入会が可能。

○社員の取扱いについても規定どおり、保育所型等認定こども園を設置する法人の入会が可能。

△保育園名称の認定こども園が加盟園として存在することになる。

##### 案2 案1に加え、社員が設置する保育所等も対象。

※社員資格は、私立幼稚園（認定こども園を含む。）を設置する法人であるが、その法人が設置する保育所等も対象とする。

○現在、保育所（非入会）を設置する社員は、新たに加盟園とすることが可能になるなど、加盟園の減少傾向への対策となる。

△定款の規定（社員資格）との整合性の確保が困難（拡大解釈）なため、定款の改正を検討すべき。

##### 案3 現状の範囲（私立幼稚園、幼稚園型及び幼保連携型認定こども園）に限定。

△規定上は、すべての認定こども園が対象となる中で、運用上、保育所型等認定こども園を対象外とすることは本来困難であり、定款の改正を検討すべき。

△市町施設の民営化に伴う社員の保育所型認定こども園の入会が認められないこととなるが、社員規定から入会の拒否は困難。

（改正例）私立幼稚園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む。）

<参考> 社員資格と加盟園資格

※ア～ケは各法人が設置の施設

	法人 1	法人 2	法人 3	法人 4
幼稚園	ア			
幼稚園型 認定こども園	イ			
幼保連携型 認定こども園		エ		
保育所型 認定こども園		オ		ク
保育所	ウ	カ	キ	ケ
案 1	社員○ ア○ イ○ ウ×	社員○ エ○ オ○ カ×	社員× キ×	社員○ ク○ ケ×
案 2	社員○ ア○ イ○ ウ○	社員○ エ○ オ○ カ○	社員× キ×	社員○ ク○ ケ○
案 3 (現行)	社員○ ア○ イ○ ウ×	社員○ エ○ オ× カ×	社員× キ×	社員× ク× ケ×

案1の場合、幼稚園又は認定こども園を設置する法人であれば社員となることができ、設置する幼稚園及び認定こども園が加盟園となれる。

案2の場合、幼稚園又は認定こども園を設置する法人であれば社員となることができ、設置する幼稚園、認定こども園、保育所が加盟園となれる。

案3の場合、幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園のいずれかを設置する法人であれば社員となることができ、その施設が加盟園となれる。

## 5 規程の整備

入会及び退会規程を一部改正し、加盟園に関する規定を追加する。

## 幼児教育・保育施設の類型と社員・加盟園資格

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
法的性質	学校	学校 (幼稚園+ 保育所機能)	学校かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所+ 幼稚園機能)	児童福祉施設
設置主体 (私立)	学校法人 その他※	学校法人 その他※	学校法人 社会福祉法人 その他※	制限なし	制限なし
※学校教育法附則(6条)により、当分の間学校法人以外も設置できる。社福、宗教法人など ※認定こども園法附則により、当分の間幼稚園設置者が認定こども園に移行する場合その他法人等も設置可。					

現定款 (社員資格)	○	○	○	○	×
---------------	---	---	---	---	---

案 1	社員	○	○	○	○	×
	加盟園	○	○	○	○	×

案 2	社員	○	○	○	○	×
	加盟園	○	○	○	○	○

案 3	社員	○	○	○	×	×
	加盟園	○	○	○	×	×

- 現定款は、幼稚園機能に着目し、同機能を持った施設の設置者を社員としている。
- 案1は、その考え方を踏襲し、幼稚園機能を持った園を加盟園資格としている。
- 案2は、社員資格と加盟園資格を分けて位置付け、幼稚園機能のない保育所も対象としたもの。
- 案3は、現加盟園の実態と合わせたものだが、定款の規定と異なるため改正が必要。

定款第5条第1項

当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園(1号児定員が認められている認定こども園を含む。)を設置する法人で、  
当法人の目的に賛同して、入会したものとする。

令和 5 年度静岡県知事表彰（条例表彰）

※令和 5 年 11 月 3 日（文化の日）表彰

学校法人相愛学園理事長

（焼津豊田幼稚園、焼津幼稚園）

相田 芳久

（敬称略）

## 報告事項 2

### 定款の一部改正の附則の改正（理事長専決）

理事の任期を適切に確保するため、令和 5 年 6 月 6 日の定時社員総会で決議された定款の一部改正（議案第 3 号）の附則を下記のとおり改正することについて、12 月 4 日付けで理事長専決を行ったので報告する。

改正前	改正案
この改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条に規定する行政の認定を受けた日から施行する。	この改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条に規定する行政の認定を受けた日から施行する。 <u>ただし、改正後の定款第 18 条第 1 項第 1 号の規定（理事の人数）は、同認定を受けた日後、最初の社員総会終了後から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>

この改正は、理事長専決の日（令和 5 年 12 月 4 日）から施行する。

#### <改正理由>

- (1) 定款の一部改正（6/6）において、「組織改革等の方針」（議案第 2 号）に基づき、理事の人数規定（第 18 条第 1 項第 1 号）について、「15 人以上 22 人以内」を「10 人以上 15 人以内」に改正している。
- (2) 同改正の附則において、この改正は公益認定を受けた日から施行することとなっているため、仮に令和 6 年 4 月 1 日に公益認定を受けた（施行された）場合、現行の理事 22 人を令和 6 年 4 月 1 日から 15 人に減員しなければならないことが判明した。
- (3) 現理事 22 人が任期（令和 6 年 6 月 3 日の定時社員総会終了）まで在籍できるようにするため、附則の改正を行うものである。
- (4) なお、定款の改正は、定款の規定により社員総会の議決を要するが、定時社員総会（6/6）での採決において、「公益認定申請手続きの中で必要な軽微な変更は理事長に一任していただく」ことを含めて決議されている。
- (5) 現在申請中の公益認定申請にかかる審議の過程で本件が判明し、すみやかな対応が必要であったため、理事長専決により改正したものである。